

## 新宿区が発注する工事における建設業法施行令第27条第2項の適用に係る運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新宿区（以下「区」という。）が発注する工事において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条第2項を適用する場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(適用する工事の要件)

第2条 令第27条第2項の規定の適用を受ける専任技術者の配置要件は、以下のすべてに該当する場合とする。兼務することができる工事は、区が発注する工事に限らず、区が発注する工事以外の工事（民間企業等が発注する工事を含む。以下同じ。）も対象とする。

(1) 当該工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工に当たり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる）であること

(2) 兼務する他の工事現場が新宿区内である又は工事現場の相互の距離が5 km程度であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、専任技術者は他の工事を兼務することができない。

(1) 発注する工事が高度な技術を要する工事又は施工上相当の困難を伴う工事であるとき。

(2) 専任技術者の兼務を予定している他の工事案件に応じて、兼務を認めることで適正な施工が困難になると区が認める工事であるとき。

(3) 専任技術者が現場代理人を兼ねることとなるとき。

(4) 専任技術者の兼務を希望する事業者の前年度または当該年度における工事成績評定（新宿区工事成績評定要綱（平成30年3月8日付け29新総施営第804号）第1条に規定する工事成績評定をいう。）に60点未満の評定があるとき。

3 同一の専任技術者が兼務することができる工事の数は、2件までとする。ただし、同一あるいは別の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これらの複数の工事を一の工事とみなす。

4 区が発注する工事及び区が発注する工事以外の工事との間で、同一の専任技術者に兼務させる場合には、区及び区以外の発注機関が相互に認めた場合に限り兼務することができるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、区が発注する工事の監理技術者を他の工事現場に配置する場合の基準は、新宿区が発注する工事における建設業法第26条第3項ただし

書の規定の適用に係る運用基準（令和4年1月4日付け3新総契契第2272号）に定めるところによる。

6 対象は元請の専任技術者とする。

（専任技術者の兼務手続）

第3条 区長は、専任技術者の兼務を希望する事業者に対して、入札参加の希望申請時に、電子調達システムを通じて、専任を必要とする主任技術者の兼務申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）その他必要に応じて兼務を希望する工事に関する資料（詳細は申請書による。）の提出を求めるものとする。この場合において、電子調達システムにより難しいときは、持参又は郵送等による提出を求めることができる。

2 前項の規定により、事業者が兼務を希望できる専任技術者は、兼務を希望する工事の案件が公表された時点において、既に履行中の他の工事に従事している技術者に限る。

3 区長は、第1項の規定により申請書の提出があった場合は、専任技術者の兼務の可否について遅滞なく事業者に通知しなければならない。

4 区長は、区が既に発注した工事に配置している専任技術者が、他発注機関が発注する他の工事を技術者として兼務する場合は、当該工事を受注した事業者に対して、申請書の提出を求めるものとする。

付 則

この基準は、平成30年4月2日から施行し、同日以降に区が発注する工事から適用する。

付 則

この基準は、令和4年1月4日から施行し、同日以降に区が発注する工事から適用する。